



健診と同日の保険診療

健診を目的とする受診で疾患が発見された患者に対して、治療の必要性を認めて健診当日に治療を行った場合は、当日の初・再診料は算定できない。ただし、治療の費用については算定できる。
レセプトの診療開始日は保険で診療を開始した日を記載し、摘要欄に「〇月〇日（検診日）、健診より移行」と記載する。

Q、特定検診の検査内容を他医療機関に情報提供した場合、診療情報提供料（I）は算定できるか

A、特定検診を行った患者について、別の保険診療を行った場合であれば診療情報提供料算定は認められる。

つまり、保険診療に切り替えて、初・再診料を算定せず診療情報提供料を算定する（検診データを記載する）

会員募集中！

女性医療事務の会
『Woman Smile』

女性医療事務の
スキルアップと交流の場



10月1日から実施 向精神薬多剤投与

「3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、4種類以上の抗うつ薬又は4種類以上の抗精神病薬の投薬を行った場合」

◆院外処方医療機関
処方せん料が、通常の68点から30点に減額になる

◆院内処方医療機関
処方料は42点から、20点に減り、
薬剤料も所定点数の8割に減額となる

向精神薬多剤投与を行った場合に
年1回多剤投与の状況を
「別紙様式40」により
厚生局に届け出る。



個人セミナー開催中

あなたの
レベルに合わせた講義！

(例)

- ・公費負担医療の基礎知識
- ・保険審査の流れ
- ・突合・縦覧審査のしくみ
- ・レセプトチェックのポイント



医療事務をテーマにしたブログ毎日更新中！
<http://ameblo.jp/smile-clinicsupport>



<https://www.facebook.com/smileippai>

株式会社スマイル

ホームページ：<http://smile-cs.com/>

〒573-0154 大阪府枚方市王仁公園3-11
Tel：072-380-7866

Mailアドレス toiawase@smile-cs.com
担当：かんばら

スマイルは医療事務の
レセプト業務と患者サービスで
医院の経営を変えていく！

【事業内容】

- ・医療事務育成
- ・レセプト業務支援
(レセプト点検・返戻・査定処理)
- ・セミナー・講演及び個人指導
- ・患者サービスの向上
(患者様に選ばれる医院を目指します)
- ・院内業務改善

業務に役立つメルマガ『スマイル通信』
登録はこちら → <http://smile-cs.com/mm>